

市役所・市民局の窓口に行く前に

ご準備ください!

令和6年4月1日から、
ご家族分の税務証明書を申請する場合も、
「**委任状**」が必要となります。

近年、社会全体が情報化し、個人のプライバシー意識が高まる中で、個人情報保護に関する法律が改正されたことや、親族間の関係性が多様化していること等から、保有する個人情報については、より厳正に管理する必要が生じています。

税務課では、みなさまの大切な個人情報をより確実に保護するため、同一世帯の親族の税務証明書を申請される場合についても、委任状を添付していただくことといたしました。

ご理解いただき、円滑な税務証明書の交付手続きにご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、同一世帯の親族が一時的に遠方におられる場合等、委任状の作成が困難な場合については、紙の委任状に代えて、委任することが確認できる手段を用いる等の対応も行います。

※委任状とは・・・

本人が申請する代わりに代理の方が申請するときに、その申請が本人の意思に基づいていることを証する書面です。様式は税務課や各市民局窓口にも備え付けていますが、必要事項を記載すれば、任意に作成いただくことも可能です。